



教育基本法に基づく新たな取り組みについて（平成 21 年 6 月定例会）

平成 18 年 12 月、約 60 年ぶりに教育基本法が全面改正され、第 2 条に「豊かな情操と道徳心」・「公共の精神」・「伝統と文化の尊重」・「我が国と郷土を愛すること」が明記されるなど、日本人の心を育むための大切な徳目が教育目標として掲げられました。

最近、よく家庭教育力が低下してきたといわれています。

家庭教育力とは、人間らしく生活していくための、最も基本的なことを、乳幼児期より段階を追って教育していく行為です。この世に生を受け、人として生きていく上で大切なルールを、日々の生活を通して教えていくことが、家庭教育であるといえるのではないのでしょうか。

しかしながら、一方では、親の精神的な未熟さや多忙などの理由のため、親が子に社会のルールを教えていない家庭が増えたといわれています。

新教育基本法の第 10 条には、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」ことが明記されています。

新教育基本法において「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」ことが明記されたことを受けて、改めて、県においては、家庭教育力の向上に向けて具体的にどのように取り組んでいこうとされているのでしょうか。

【教育長答弁】

子どもたちの生きる力を育む上で、教育の原点であります家庭の教育力の向上が、重要な課題となっております。

社会経済情勢が大きく変化する中、家庭が抱える課題は、それぞれ異なっておりますことから、よりきめ細かく対応することが重要であります。

このため、県教委といたしましては、今後、臨床心理士、精神科医などの専門家で編成

する「学校サポートチーム」や、スクールソーシャルワーカーを派遣しまして、学校での問題解決を図る中で、個別の保護者への支援を一層強化してまいります。

また、市町と連携しまして、身近な地域の人材による「家庭教育支援チーム」を活用して、それぞれの家庭に、よりきめ細かな支援を進めていく考えであります。

県教委といたしましては、今後とも、保護者が子どもの教育に第一義的責任を有するという視点に立って、関係部局や市町教委、関係機関・団体との連携を密にして、啓発、相談、具体的な支援などさまざまな取組の強化を図りながら、社会全体で支援することにより、家庭の教育力の向上に積極的に取り組んでまいります。